

重大な消防法令違反の建物を ホームページに公表します。

違反対象物の公表制度

「違反対象物の公表制度」とは…

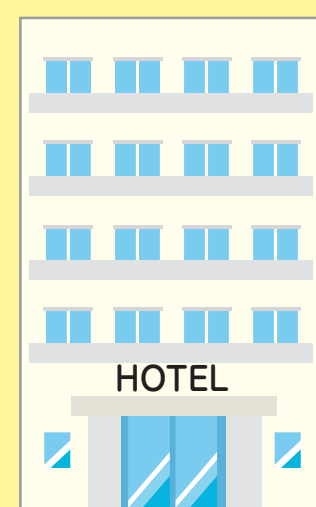
違反対象物の公表制度とは、安心して建物を利用していただくために、重大な消防法令違反のある建物を宜野湾市ホームページで確認できる制度です。



制度の開始
平成30年
4月1日
開始

公表の対象となる建物は

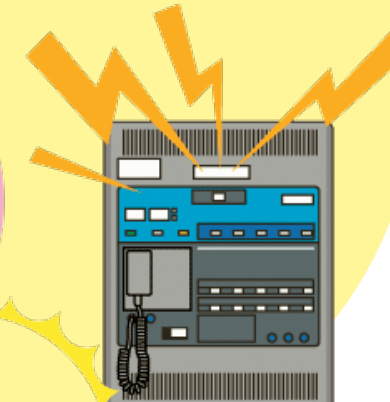
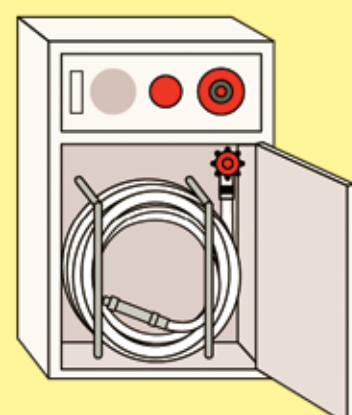
劇場、映画館、遊技場、飲食店、百貨店、ホテル、病院、社会福祉施設など、多数の方や自力で避難することが難しい方が利用する建物です。



公表の対象となる違反

建物に義務付けられた消防用設備等

- 屋内消火栓設備
- スプリンクラー設備
- 自動火災報知設備



が設置されていない重大な消防法令違反です。

公表の方法は

宜野湾市ホームページへ掲載します。

ホームページは「宜野湾市 違反対象物」で検索できます。

宜野湾市 違反対象物

検索

スマートフォンからは、こちらが便利です



建物関係者の方へ

建物に以下のような変更を行う場合には、新たに消防用設備等を設置する義務が生じることがありますので、事前に消防本部予防課へご相談ください。

- ▶ 飲食店、物販店舗、ホテル・旅館、病院、福祉施設等の用途が新たに入居する場合
- ▶ 増築や改築、隣接建物との接続などを行う場合
- ▶ 窓の前に荷物や棚を置いたり、合板等で塞いだりする場合



お問合せ先

宜野湾市消防本部

予防課

TEL.098-892-1850